

別表

区 分	対象経費	対象機器等	補助限度額										
介護ロボット等	備品購入費、使用料及び賃借料（3年以上のリース契約を締結するものとし、この場合の補助対象経費は令和6年度分に限る）、需用費、役務費	移乗介護 （装着型・非装着型）	1 機器につき 100 万円										
		入浴支援											
		その他											
		移動支援	1 機器につき 30 万円										
		排泄支援											
		見守り・コミュニケーション支援 介護業務支援											
I C T 等			1 事業所につき以下の表の職員数に応じた基準額										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 名以上 10 名以下</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>11 名以上 20 名以下</td> <td>160 万円</td> </tr> <tr> <td>21 名以上 30 名以下</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>31 名以上</td> <td>260 万円</td> </tr> </tbody> </table>	職員数	基準額	1 名以上 10 名以下	100 万円	11 名以上 20 名以下	160 万円	21 名以上 30 名以下	200 万円	31 名以上	260 万円
職員数	基準額												
1 名以上 10 名以下	100 万円												
11 名以上 20 名以下	160 万円												
21 名以上 30 名以下	200 万円												
31 名以上	260 万円												
介護テクノロジーのパッケージ型導入		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱第 3 条（1）及び（2）の対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせ導入する場合に必要な経費</li> <li>・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な工事や物品の購入等</li> <li>・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム</li> </ul>	1 事業所につき、1,000 万円										

[備考]

※ 1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけではなく、I C T の活用が見込ま

## 別表

れる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問看護師、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）としても差し支えない。

※3 職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定する。

※4 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は令和6年度分に限る。

※5 本事業の補助対象となるICT機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。

※6 以下の経費は補助対象外とする。

- ・ 交付決定前に実施した事業に係る経費
- ・ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
- ・ 既に保有している機器等の廃棄に係る経費
- ・ 機器の設置に係る建物の改修費
- ・ 消費税及び地方消費税に係る経費
- ・ 振込手数料